

## 第24期佐世保市農業委員会第20回総会議事録

1 開催日時 令和4年 1月27日(木) 13時30分から15時05分

2 開催場所 市役所3階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(7名)

江上地区	北村 憲治	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
相浦、九十九地区	富川 利光		

6 欠席推進委員(11名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
宮地区	坂口 要	中里地区	永田 富士夫
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司		

## 7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義  
事務局次長 小長 賢二  
事務局主査 藤 和弘  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第190号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
第191号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第192号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について  
第193号議案 非農地証明願について  
第194号議案 非農地通知について  
第195号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第196号議案 土地改良法第3条資格者の証明について  
第197号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第198号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第199号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、おはようございます。佐世保市農業委員会第20回総会を開会いたします。  
一、開会。

①会長挨拶。

会長 皆さま、おはようございます。年明けて初めての総会です。コロナ感染者が増えているなか、案件のある地区の推進委員にはご出席いただいています。ありがとうございます。昨年末には、先輩の農業委員さんがお亡くなりになられたということで、心からご冥福をお祈りしたいと思います。コロナ感染者が増えておりますが、終息するまで感染

しないように、一人一人がお互いに思いやりをもって行動できればと思います。今日の総会も熱心に議論され、スムーズに進行されることを願いたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

副会長 ありがとうございます。それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。

本日、委員からの欠席届は提出されていません。在籍の委員18名のうち、18名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、推進委員については、調査報告等案件のある地区のみ出席いただいております。併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、4番 中里政義委員、6番 浦清一委員、補充として7番 川口勇二委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第190号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。190号議案1番は、同一箇所において複数の申請が行われているため、191号議案6番、192号議案2番の案件と合わせて、先行して審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第190号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請についてですが、本日配付しております当日配付資料をご覧ください。

資料のとおり同一地にて、本議案の4条及び5条許可申請を行う部分、長屋住宅及び進入路、191号議案の5条許可申請の6番で建売住宅の許可を行う部分、192号議案の5条許可申請一時転用の2番で工事用進入路及び駐車場として、一時転用許可申請を行う部分と複数議案にまたがっているため、本議案で一括して説明をさせていただき、ご審議いただきたいと思います。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

1番、相浦、九十九地区。申請者、譲受人、譲渡人は記載の通りです。申請地所在は、椎木町で4条許可申請を行う農地が2筆、5条許可申請を行う農地が1筆の計3筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は3筆合計で1,731㎡。転用目的は長屋住宅及び進入路。5条許可の権利は、所有権移転売買です。施設は長屋住宅2棟、木造二階建て、建築面積2棟合計413.53㎡、駐車場22台、進入路395㎡です。併用地ありで敷地全体面積は実測1,748.63㎡です。耕作者はなし。

農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは椎木峠バス停から南東に約100mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.1m、最低1.5m。周囲に擁壁を設け、土砂流出を防止するため、被害が生じる恐れはない。

日照通風、建物高を加減、7.6m程度。

排水計画、雨水は水路放流、自然流下。浸透マスを設け地下浸透を促進する。汚水、生活雑排水は下水道。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は連たん区域です。

続けて、建売住宅部分の説明に入ります。

191号議案の6番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、椎木町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は1,114㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造2階建、建築面積52.99㎡5棟。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは椎木峠バス停から南東に約100mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.0m、最低1.8m。西側、南側農地との境界には擁壁を設置し、土砂流出を防止する。

日照通風、建物高を加減、6.98m程度。

排水計画、雨水は水路放流、自然流下、浸透マスにより、地下浸透を促進する。汚水・生活雑排水は下水道。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は連たん区域です。

次に一時転用部分について、ご説明いたします。

192号議案の2番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、椎木町。地目は、登記田、現況休耕。面積は253㎡です。転用目的は工事用進入路及び駐車場の1筆。権利は、賃借権設定、2年間です。施設は進入路。駐車場5台。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは椎木峠バス停から南東に約100mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。シート敷設後砂利敷きを行い、土砂流出を防止する。

日照通風、工作物は設けないため、被害の恐れはない。

排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。

農地復元計画書の内容としましては、砂利、シートを撤去した後、耕起する。となっています。

以上ですが、これらの案件につきましては、関係する委員の方がおられます。よろしくご願ひいたします。

議長 これらの案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の

規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 同一箇所において複数の申請が行われているため、まとめて地区担当委員の調査結果をお願いします。相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。1 月 2 4 日に富川推進委員と現地確認を行いました。  
現在耕作されておらず、下水道整備が整っているということで、宅地化で問題無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。ここは、以前ハス田や田として利用されていましたが、耕作者が亡くなられて、3、4 年程前から荒れた状態です。伊賀崎委員が言われたとおり、問題無いと思います。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

1 5 番 1 5 番西尾です。第 1 9 0 号 1 番では盛土最高 2. 1 m、最低 1. 5 m となっており、第 1 9 1 号 6 番では盛土最高 2. 0 m、最低 1. 8 m となっています。隣接する田であれば、同じ高さを盛土すると思いますが、同じ高さに盛土しないということですか。また、地図を見ると、第 1 9 1 号議案 6 番の隣が、田として利用できないような残地が残るようになっていますが、この方との話し合いができていますか伺いたいと思います。

事 務 局 はい、事務局です。盛土の高さの違いの件については、盛土後はフラットになります。一部高さが違う箇所がありますので、盛土の高さの違いが生じています。西側の残地部分については、所有者は同じです。盛土後は造成協力地として、畑として利用することになっています。

1 5 番 1 5 番西尾です。残地部分も同じ所有者であれば、擁壁は残地部分を含めた位置に設けた方がいいと思います。

1 7 番 1 7 番松永です。なぜ残地がこのような形で残るのか教えてください。

事 務 局 はい、事務局です。開発面積を 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>以内にするためです。

1 7 番 1 7 番松永です。残地部分を東側に移すことは出来ませんか。

事務局 はい、事務局です。所有者の意向でこうなつたと聞いています。現状、西側の宅地との境には擁壁があり、そこにつける形で盛土を行う計画で、さらに擁壁を設けるとなると、それとの兼ね合いを考える必要が出てくると思います。

議長 他にございませんか。

9 番 9 番牟田です。第 192 号議案について、転用目的が工事用進入路及び駐車場となっていますが、工事完了後は農地に復元され、農地が残るということになりますか。また、第 190、191 号議案の土地への進入は、南側の枝道からということになりますか。

事務局 はい、事務局です。第 192 号議案の土地については、以前所有者が無断で小屋を建てていまして、解体して農地に戻してから今回の申請がなされたものです。今回の工事完了後は、農地に復元され、返却されることとなります。第 190、191 号議案の土地への進入は、南側の枝道からということになります。

9 番 9 番牟田です。議案の都市計画法関係の項目で、連たん区域という表現は都市計画法第 34 条に該当するものですか。都市計画法第何条と記載いただければ、分かり易いと思います。

事務局 はい、事務局です。表記の仕方ということになると思いますが、今回は、市が定めた連たんの条例に対応する形で開発の許可が出ていますので、連たんという表記をしています。市が都市計画法第 34 条に基づいて定めた連たん区域において、開発許可が出たという趣旨になります。この件については、連たん条例の見直しが行われており、4 月以降、条例が変わる可能性があるので、今後どのように表記するのか検討したいと思います。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。第 190 号議案 1 番、第 191 号議案 6 番、第 192 号議案 2 番の案件について、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第 190 号議案 1 番、第 191 号議案 6 番、第 192 号議案 2 番の案件については、許可相当として県に進達いたします。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きます、第191号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、残りの案件について審議いたします。

1～5、7、8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第191号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明します。

6番の相浦、九十九地区の案件については先ほどご審議いただきましたので、それを除いた7件についてご審議いただきたいと思います。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の一筆の一部。地目は、登記田、現況休耕。面積は314.77㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、賃借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積142.01㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で江上支所よりおおむね500m以内に位置する第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは江上支所から東に約500mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。

日照通風、建物高を加減5.612m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付してあります。

都市計画法関係は非連たん区域です。

2番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の2筆のいずれも一部。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計401.42㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、賃借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積142.01㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で江上支所よりおおむね500m以内に位置する第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは江上支所から東に約500mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。

日照通風、建物高を加減5.612m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付してあります。

都市計画法関係は非連たん区域です。

3番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、日宇町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計566㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場140㎡、通路123㎡。併用地ありで、敷地全体面積628㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集

団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは日宇小学校から北に約310mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する、砕石敷きのみ行う。日照通風、建物は建設しないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は許可不要です。

4番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、里美町。地目は、登記田、現況休耕地。面積は1,490㎡です。転用目的は太陽光発電設備設置。権利は、所有権移転売買です。施設は、太陽光パネル296枚。パワーコンディショナー9台。設置面積547.51㎡。併用地ありで敷地全体面積2,213㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは里美道路公園から南に約800mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.25m、切土最高1.25m。土留め工事をする。防護柵を設ける。日照通風、パネル高を加減、1.9m程度。

排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は許可不要です。

5番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計566㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造2階建、建築面積50.51㎡2棟、木造平家建建築面積55.27㎡1棟の計3棟。併用地ありで敷地全体面積は実測851.14㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館から南に約80mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.66m、最低0.4m。土留め工事をする。隣接農地のとの境界はブロック積みを設け、土砂の流出を防止する。

日照通風、建物高を加減、最高8.2m程度。

排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが添付してあります。

都市計画法関係は連たん区域です。

7番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町太田の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計5,685㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場2,753㎡。通路1,770㎡、転回路460㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で第1種農地ですが、例外規定のうち既存施設の拡張に該当します。

参考事項としまして、こちらは太田簡易郵便局から南に約230mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.885m、切土、最高0.4



15㎡。土留め工事をする。擁壁を設ける。

日照通風、工作物は設けず、資材の配置、積上高に配慮することから、被害を及ぼすおそれはない。

排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は都市計画区域外です。

8番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町船ノ村。地目は、登記畑、現況畑。面積は981㎡です。転用目的は農業用資材の保管場所。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場700㎡。通路200㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。

参考事項としまして、こちらは橋の元バス停から南南西に約410mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行い、砂利を敷く。日照通風、他の農地と接しておらず、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上ですが、5番、7番の案件について、関係する委員の方がおられます。よろしくお願いたします。

議長 5番、7番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。5番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。1月24日に富川委員と現地を見てきました。周りは宅地造成が終わった状態で、田として利用できる状態ではありません。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。隣接する箇所は、以前転用許可されており、基礎工事が始まっています。特に問題ありません。以上です。

議長 続きまして、7番世知原地区。

14番 14番田中です。1月22日に、尾崎委員と現地を確認しました。所有者は昔から耕作されておらず、中山間に入っていたことから地区の方が耕作されていました。所有者

は早く売却したかったようですが、中山間から外れ、隣接の企業が資材置場目的で、購入するということになりました。周りは、水路、農道、佐々川に囲まれ、周りの田や家に及ぼす影響はありません。よろしくお願いします。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。ここは何年も耕作されておらず、8月頃に農振地域からの除外がされたところです。今は離れた場所が資材置場となっており、不便ということで、耕作されていない隣の場所で申請があったものです。よろしくお願いします。

議 長 それでは、これらの案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、5番、7番の案件について、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第191号議案の5番、7番の案件については許可相当として県に進達いたします。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、第191号議案の残りの案件について、審議いたします。  
地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番江上地区。

3 番 3番阿波です。1番、2番は隣接しており、周りを擁壁で囲まれています。所有者の親族の方が家を建てられるということで、問題無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。周りは家が点在しているような土地で、隣接地も住宅が建っており、農地に影響はないと思います。借受人のお2人は、貸渡人の娘さんということです。以上です。

議 長 続きまして、3番日宇地区。

6 番 6番浦です。1月23日に、磯本委員と現地を確認しました。3番の案件は、市道と河川に囲まれた農地になっておりまして、周辺の農地に問題が発生することはないと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、問題無いと思います。以上です。

議 長 続きまして、4番柚木地区。

8 番 8番小川です。1月22日に、宮崎委員と譲渡人で現地を確認しました。周辺は山林になっておりまして、問題無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。この土地は、里美地区の中心部から離れた山間地にあります。この土地は水資源がなく、今回の計画が出てきたということで、致し方ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、8番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。1月23日に、松田委員と譲受人で現地確認しました。譲受人は兼業農家でありながら、繁殖牛を7頭飼育されています。今使用されている資材置場が離れた場所にあって不便を感じていらっしやいまして、自宅に隣接するこの土地を資材置場にするということです。今までは家庭菜園として利用されてきました。何ら問題無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

松田委員 鹿町地区の松田です。内野委員がおっしゃったとおり、問題無いと思います。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、これらの案件につきまして何かご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。4番の案件について、発電量を教えてください。

事務局 発電量は49.5kwです。

1 5 番 15番西尾です。太陽光発電の土地では、土砂崩れ等が起きることがあって、反対運

動等も起きています。今回も斜面地なので、土砂崩れ等が起きないか心配です。施工する場合は、調整池の整備などの対策をお願いできればと思います。以上です。

議 長 地区の委員におかれましては、調整池などが必要であれば、事業者に依頼していただければと思います。

他にございませんか。

9 番 9番牟田です。4番の案件の参考事項に記載されている再生可能エネルギー発電事業というのは、農林水産省関係のようです。許可をする時に、事業者と市町村に協議会を設けるようになっているようですが、その協議会というものはあるのでしょうか。Q&Aによると、農業委員会がその協議会に参加して、転用等の協議をするようになっているようです。この協議会について教えてください。

議 長 事務局に回答をお願いしたいと思います。

事務局 事務局です。分かる範囲で回答いたします。牟田委員がお調べになられた内容は、再生可能エネルギーに関する計画を市町村、県が立て、決められた計画の地域の中で農地を転用する場合に該当するものと思われま。通常の太陽光発電の申し込み先は経済産業省になります。経済産業省に事業計画を提出し、認可が下りる流れになっており、その認可の書類が参考事項に記載している再生可能エネルギー発電事業計画認定通知のことです。正式名称は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）で、この書類が事業者に送られることになります。協議会に関しては、地域全体で再生可能エネルギーを推進するための計画を地域が作って、指定された範囲の中で転用等を行う場合は、農林水産省が所管する計画の中で事業者と各団体が協議会を作って、協議をするということです。佐世保市においては、地域での計画は立てられていませんので、今のところ農業委員会がその協議会に参加するということはありません。

1 5 番 15番西尾です。牟田委員がお調べになられた内容は、農山村関係の再生可能エネルギーに関することだと思います。

9 番 9番牟田です。同じ再生可能エネルギー関係でも、別の制度ということですか。

事務局 事務局です。牟田委員がお調べになられた内容は、農山村関係の再生可能エネルギーの法律に基づくものになります。

9 番 9番牟田です。勉強したいと思います。

議 長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。1番、2番、3番、4番及び8番の案件について、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第191号議案の1番、2番、3番、4番及び8番の案件については許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第192号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請一時転用について、残りの案件について審議いたします。192号議案1番は、同一箇所において複数の申請が行われているため、195号議案、197号議案解除条件付1番の案件と合わせて、先行して審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第192号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請一時転用について、ご説明します。2番の相浦、九十九地区の案件については、第190号議案の審議の際に、一括してご審議いただきましたので、1番の案件の審議となります。

1番柚木地区。こちらにつきましては、営農型発電事業に伴う第5条許可一時転用となっており、区分地上権設定のための第3条許可と、支柱部分以外の農地の利用権の設定が同時に行われることとなります。議案をまたぐ形にはなりますが、こちらについては同時に許可とならないと事業が成立しないことから、合わせてご審議いただきますようお願いいたします。

では、説明に戻ります。今回の営農型発電事業では、土地所有者の農地を発電事業者が借りて一部に支柱を立てて太陽光発電事業をおこないます。支柱とつながる空中部分には、発電事業者がパネルを設置します。土地の耕作部分は営農を行う一般法人が所有者から借り受けて、ハランを栽培します。

借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の6筆のいずれも一部。地目は、登記田、現況休耕。面積は1.3314㎡です。転用目的は営農型発電施設。権利は、賃借権設定、3年間です。施設はパネル支柱262本、引き込み柱6本。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地です。

参考事項としまして、こちらは柚木小学校から東に約200mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。日照通風、パネル高を加減、3m程度。

排水計画、雨水は自然流下、水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。

添付書類は記載のとおりです。

農地復元計画書の内容としましては、太陽光発電事業を終了したときに、太陽光発電設備の撤去を行い、整地をする。となっています。

続いて、第195号議案の説明に入ります。

はい、第195号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたし

ます。

1 番、柚木地区。こちらは、営農型太陽光発電設備設置に伴う、区分地上権の設定にかかる申請です。設定人、被設定人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の6筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は6筆合計3,798㎡です。農用区域で、権利の種類は区分地上権設定です。事業計画の内容は、当該地で営農型太陽光発電所を設置し発電事業を行う。発電所の下部では農業を行い、荒廃農地の再生を行う。こちらの案件の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書に該当します。詳細は記載のとおりです。

続いて、第197号議案 農用地利用集積計画（案）について、解除条件付1番の説明に入ります。

第197号議案解除条件付1番の利用権設定は、柚木地区1件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。柚木地区。

8 番 8番、小川です。1月21日に宮崎委員、八並会長、事務局と現地を確認しました。本案件は、賃借を行う法人がハランを作付けし、その上部で太陽光発電を行う営農型発電事業が計画されています。

当該地は基盤整備事業も行われておらず、何十年も耕作されていなかったため、借り手もなく、放棄されていましたので、法人が管理することにより、周辺農地に与える影響としてはよくなるものと思われま。

営農する法人は、平戸市でも同様の事業でハランの栽培をしており、事業拡大のため営農を開始するとのことで、県内での営農実績もあることから、支障はないと思ひます。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。この件については、町内会とも昨年の9、10月頃から協議を続けていまして、太陽光発電パネルの下で、ハランを栽培するという営農型になります。地区では初めてということもあり、地区の方も不安を感じていらっしやいます。ただ、荒廃地が無くなるという点では、地区にとってメリットということもあります。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

9 番 9番牟田です。第192号議案の借受人は記載のとおりで、第197号議案の借り手は別の遠方の法人となっています。借り手の情報は台帳に登録して作業することになると思ひますが、作業は出来るのでしょうか。現地に担当者がいるのであれば、借り手の欄には、例えば管理責任者という意味で佐世保事務所長という表現がいいのではないか

と思います。

事務局 事務局です。この法人は平戸市でも営農をしております。平戸市で作業している方が平戸市在住で、この方が柚木地区でも作業されます。この法人には九州支店がありますが、この支店は借り手となる法人格があるわけではありませので、借り手の欄は記載のとおりとなっています。

議長 他にございませんか。

15番 15番西尾です。発電量を教えてください。また、第197号議案解除条件付の賃借権の期間が10年となっていますが、第192号議案一時転用の賃借権の設定が3年となっています。今後、一時転用の延長をどれくらい予定しているのか教えてください。

事務局 事務局です。発電量は49kwです。一時転用の期間については、認定農業者であれば10年という指定がありますが、今回の一時転用の借受人は認定農業者ではありませんので、3年が最長となります。発電ができる期間は20年ですので、その期間は延長を繰り返すこととなります。それに合わせて解除条件付の賃借権の期間も延長する予定であると聞いています。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。1番の案件について、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第192号議案1番の案件については、許可相当として県に進達いたします。第195号議案については、許可することといたします。第197号議案解除条件付1番については、承認されました。

第192号議案2番の案件は審議済みです。

続きまして、第193号議案非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第193号議案については、先日お配りした資料に誤りがありましたので、本日、お手元にお配りしております、右上に差替と表示しております資料と差し替えをお願いいたします。赤で表示している部分を修正しております。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、第193号議案 非農地証明願について説明いたします。

1 番、小佐々地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、小佐々町矢岳の1筆。登記地目原野、現況雑種地。面積は53㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは下矢岳バス停より南に約250mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-2に該当します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。1月22日に松田委員と現地を見てきました。長年原野状態だった場所が通路及び駐車場になっていまして、問題無いと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 小佐々地区の松田です。赤木委員が言われたとおり、問題無いと見てきました。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第193号議案について、非農地証明を交付することとします。続きまして、第194号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第194号議案 非農地通知についてご説明いたします。

今回の非農地通知案件は、134筆で面積が78,655.00㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

3 番 3番阿波です。議案とは直接関係ありませんが、IR誘致が議論されている件で、宮地区と江上地区がその開発等の対象になる可能性があります。最近、他県ナンバーの車に乗った人たちやその他いろいろな人が農地に入ったりして、土地を物色している光景が見られます。こういう状況がありますので、非農地通知について、宮地区としては慎



重に判断したいと考えています。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第194号議案について、非農地通知を発出することといたします。

第195議案は審議済みです。

続きまして、第196号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第196号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、ご説明いたします。現在行われている県営農村地域防災減災事業の計画変更に伴い、18ページ、22ページから23ページの名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課から照会がっております。この名簿は各地区の委員に事前に送付しておりまして、この後、各地区の委員から調査結果をご報告いただき、その中で資格を有している方について証明をすることとなります。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。18ページ流矢ため池について、相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。2番、3番、5番の方は耕作をされていません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員がおっしゃったとおりです。

議 長 次に、22ページ、普住ため池、23ページ、鳥田ため池について、江迎地区。

1 7 番 17番松永です。1月9日に小川委員と確認しました。全員の方が耕作されています。

議 長 地区担当推進委員は欠席です。何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。流矢ため池の2番、3番、5番を除く対象者について、3条資格を満たすと考える委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第196号議案については、流矢ため池の2番、3番、5番を除いた対象者について、土地改良法第3条資格者として証明いたします。

続きまして、第197号議案 農地利用集積計画(案)について、解除条件付1番を除いて審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第197号議案 農用地利用集積計画(案)の解除条件付1番を除く残りの案件について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、三川内地区6件、柚木地区1件、吉井地区3件。

解除条件付きの利用権設定は、宇久地区1件。

全体で12件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。解除条件付1番以外の案件につきまして、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第197号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第198号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第198号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告5を先にご報告いたします。

35～39ページをお開きください。

報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。農用地利用集積・配分計画について、江上地区2件、宮地区2件、三川内地区2件、早岐地区4

件、柚木地区5件、江迎地区2件で合計17件を受理しております。以上報告いたします。

それでは、議案に戻ります。

第198号議案 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区2件、柚木地区1件で、合計3件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 賛成多数です。第198号議案は承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

続きまして、第199号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第199号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告4を先にご報告いたします。34ページをお開きください。

報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定に基づく利用権の合意解約について、柚木地区2件を受理しております。以上報告いたします。

それでは、議案に戻ります。

第199号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、三川内地区1件、柚木地区2件、江迎地区2件、鹿町地区1件で合計6件の申し出がありました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第199号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。  
これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、説明いたします。  
日宇地区1件、相浦、九十九地区2件の計3件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、報告いたします。令和4年1月13日局長専決事項として、江上地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、報告いたします。令和3年12月27日、令和4年1月19日局長専決事項として、相浦、九十九地区地区3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【違反転用事案報告について】  
【3月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】  
【令和3年終期末更新リストについて】  
【農地利用最適化推進業務の活動並びに報告書の提出について】  
【農業委員の補充について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、第20回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。